甲 財 政 第 1 6 2 号 令和 3 年(2021年) 3 月 1 日

甲賀市行政改革推進委員会 委員長 新川 達郎 様

甲賀市長 岩永 裕貴

諮問書

下記の事項について、甲賀市行政改革推進委員会に諮問いたします。

記

1. 諮問事項

第4次甲賀市行政改革大綱の策定について

2. 諮問趣旨

本市では、これまで「第3次行政改革大綱(平成27年策定)」により行政改革の推進を図ってまいりましたが、地方公共団体の行財政運営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、世界は今、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、社会の仕組みや人々の価値観が変わりつつあります。

このような背景を踏まえ、市は柔軟かつ持続可能な財政運営の強化を進め、更に質の 高い行政サービスを実現する必要があります。

このことから、市民の利便性の向上と行政のスリム化を目指し、これまでの取組の質を向上させるとともに、市民の理解を得ながら新たな取組にも挑戦してまいります。

つきましては、本市における行政改革の基本的な取組方針となる「第4次行政改革大綱」を策定するにあたり、貴委員会の意見を求めます。

第4次甲賀市行政改革大綱策定方針

1. 行政改革大綱の位置づけ

本大綱は、「第2次甲賀市総合計画」(平成29年度~令和10年度)を効率的かつ効果的に実現する上での実効性を確保するための、行政改革の取組みの方向性と方策を示す基本方針となるものです。

甲賀市総合計画(基本構想)

【未来像】 あい甲賀 いつもの暮らしに「しあわせ」を感じるまち

〈行政経営の方針〉(1) 市民の力を活かす (2) 仕組みを変える (3) 人を育て、人をつくる

(4) いつもの暮らしを守る (5) 地域共生社会を築く

〈特に注力すべき分野〉 徹底的な行政改革による持続可能な自治体経営



行政改革大綱(議決事件)



第2次甲賀市総合計画(第2期基本計画) 推進計画・分野別計画として位置づけ

行政改革大綱に示す方策に基づいた具体的な取組項目と指標を提示

		1		(2)		3		(4)		(5)		
7つのチャレンジ		市		仕		Ĭ		Ĭ,		地分	野	施策
1	誰もが主役とな	民	<mark>持続可能</mark>	想	ちとなる	を		ŧ		堪		
2	人と文化を未来		なぐ	かを		育ァ		の		共生社		
3	住み慣れた地域	南	暮らしを	を変		٠, ١		暮		莊		
4	地域の「稼ぐ力	活	高める	え		人		þ		会		
5	結婚、出産、育	יסיינו	希望に応	12 %		をつ		を		を築		
6	徹底的な行政は	軍に	よる持続	可能	な自治体	経営		守		業し		
7	市民、事業者等	に寄	り添入	きめ	神かな意	6	7/V	19/	人为美		7	
		\ /		\ /		\ /		\ /		\ /		

2. 計画期間

第4次行政改革大綱の取組み期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間とします。

3. 策定のポイント

- ○第3次行革大綱の成果と課題を検証するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響をは じめとした**社会状況の変化と本市の行政運営の課題を明らか**にします。
- ○総合計画第2期基本計画に示す**〈行政経営の方針〉を推進する方策を明らか**にし、分野横断の視点による取組みを推進します。(公民連携・デジタル化・地域共生社会等)
- ○行政経営の方針で「特に注力すべき分野」である「徹底的な行政改革による持続可能な自治体経営」を「7つのチャレンジ」を牽引するものとして位置づけ、行財政資源である人・モノ・カネの「縮充」を図ります。

4. 第4次行政改革大綱の基本方針の視点

第4次行政改革大綱の基本方針の視点については、これまでの基本方針と以下の視点を 踏まえ、行政改革推進委員会に諮問し有識者のご意見をいただきます。

- ○今後の行政改革は、**アフターコロナ**において「新しい豊かさ」を追求する中で大きな転換期を迎えているという視点。
- ○デジタル化や自動化など、**新しい価値やサービスが創出**される状況下で、既成概念にとら われず新たな時代を見据え先取りする視点。
- ○市民がまちづくりの主役であることを実感いただき、行政課題をとともに考え行動し、多様な人材がそれぞれの強みを発揮できる「**地域共創**」の視点。

(第3次) 前基本方針

(第4次 諮問案)

- Ⅰ.地方分権に対応した自立的な行政経営→
- 社会情勢の変化に対応できる自立的な行政経営
- Ⅱ. 成果を重視した質の高い行政経営
- → 未来を見据えた創造的行政経営
- Ⅲ. 市民・地域・民間の活力による行政経営→

 市民との共創による行政経営

5. 策定体制

行政改革大綱は、これまでの行政改革の取組みを継続すべき項目及び市民、庁内各部局等、議会や行政改革推進委員会等からの新たな項目等の提案を踏まえて策定します。

(1) 行政改革推進本部

市長を本部長とした市の行政改革推進の意思決定機関

本部員(各部局等の長)は、所掌事務に関する行政改革の方策や取組項目及び数値目標等を明らかにします。(総合計画基本計画・実施計画との整合)

(2) 行政改革推進委員会

市民、大学教授、市民団体、民間事業者、IT関連事業者などで構成する市の附属機関において、行政改革大綱に関する審議・答申等をいただきます。

(3) 市民参加

市民意識調査やアンケート結果の反映、行政改革推進委員会の会議等の公開、ホームページを活用した情報提供やパブリック・コメント等を実施します。

(4)議会

議会との対話を重視し、政策形成過程の共有を図ります。(議決事件)

6. 策定スケジュール(案)

- 1月 第3次大綱の評価・第4次大綱策定方針案作成
- 2月 行革推進本部会議(方針案協議)·議会総務常任委員会 骨子案作成·理事者協議
- 3月 行革推進委員会(諮問)
- 4月 行革推進本部会議・原案作成(第2次総合計画基本計画との整合)
- 5月 議会との議論
- 6月 議会との議論・行革推進委員会(答申)
- 7月 パブリック・コメントの実施
- 8月 議会への報告
- 9月 議会提案、議決・策定
- 10月 実施期間開始